

労働倫理方針

マルヤスグループは、以下の原則を遵守し、労働者の権利を尊重して、安全かつ公正な労働環境を実現します。

強制労働の禁止

すべての労働は労働者の自由意思に基づくものであり、拘束労働・債務労働・非自発的労働・人身取引など、あらゆる形態の強制労働を禁止します。

また、労働者が身分証明書やパスポートなどの個人文書を常時利用できるよう保障し、これらを没収したり不当に保管したりすることはありません。さらに、不当な費用・手数料の徴収を禁止するとともに、労働者の移動の自由を尊重し、勤務時間内外を問わず、職場・施設・寮などへの出入りを不当に制限しません。

若年労働者の保護

法令および国際基準に基づき、児童労働を禁止します。18歳未満の若年労働者に対しては、健康・安全を脅かす業務や夜勤に従事させません。

労働時間の管理

労働時間は現地の法令および業界基準に従って管理し、従業員の過度な長時間労働を防止します。時間外労働は本人の自発的な意思に基づくものとし、適切な休息日および休日を確認します。

公正な賃金と福利厚生

最低賃金、時間外割増賃金および法定福利厚生に関する法令を遵守し、労働時間に応じた正確かつ適正な報酬を支払います。

差別の禁止と人道的待遇

人種、国籍、出身地、宗教、信条、性別、性的指向・性自認、年齢、障がい、家族構成、経歴などに基づくあらゆる差別を禁止します。また、暴力・脅迫・ハラスメントなど、労働者の尊厳を損なう行為は一切認めません。

結社の自由と団体交渉の尊重

労働者の労働組合への加入、結成および団体交渉を行う権利を尊重します。法令により組合活動が制限される地域では、労働者が意見を表明できる適切な代替手段を提供します。